

平成25年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

議案第187号 財産の処分について	1
-------------------	---

◎所管事項

1 地方職員共済組合三重支部柳原保養所「神湯館」における不適切なメニュー表示について	2
2 三重県行財政改革取組について	
(1) 多様な財源確保策について	4
3 コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）の策定について	12
4 みえ森と緑の県民税について	14
5 環境マネジメントについて	20
6 審議会等の審議状況について	
(1) 三重県公益認定等審議会	22
(別冊1) コンプライアンスハンドブック案（三重県職員コンプライアンス指針案）	
(別冊2) リーガル・サポート	

平成25年12月12日
総務部

◎議案事項

議案第187号

財産の処分について

1 旧上野商業高等学校敷地等の処分について

上野商業高等学校については、平成23年3月31日をもって閉校となりました。

未利用県有地については、「みえ県有財産利活用方針」に基づき、「県有財産有効活用等推進会議」において「県での利活用」をまず検討し、県が利用しない財産は、「市町での公共公用的な利活用」を検討することとなっています。

当該敷地については、県として今後の利活用計画がないことから、当該敷地の所在する伊賀市に照会を行ったところ、平成25年10月18日に伊賀市から「普通財産減額譲渡申請書」が提出され、当該敷地を消防庁舎の移転先及び、東部地区市民センター等へ利用したい旨の申請がありました。

これを受け、当該敷地を伊賀市への売払を行うものです。

2 売払価格の算定方法

財産の評価にあたっては、県及び伊賀市がそれぞれ不動産鑑定業者に鑑定を依頼し、その鑑定額の平均を評価額としました。また、伊賀市の利用目的が公共公用目的であることから「財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例」に基づきその評価額の4分の1相当額を減額しました。なお、今回の譲渡にあたっては伊賀市が旧上野商業高等学校の一部建物を解体せず市民センター等に活用することから、当該建物評価額相当額については消費税及び地方消費税相当額を加算し、売払価格としました。

売払価格算定表

(単位：円)

売払価格	内 訳		備 考
	土地	建物・工作物	
評価額 (A)	529,315,000	372,955,349	156,359,651
減額 (B)	132,328,750	93,238,837	39,089,913 (A) × 1/4
減額後の評価額 (C)	396,986,250	279,716,512	117,269,738 (A) - (B)
消費税及び地方消費税相当額 (D)	5,863,486	—	5,863,486 伊賀市が活用する建物評価額相当額に対する消費税及び地方消費税相当額
売払価格	402,849,736	279,716,512	123,133,224 (C) + (D)

※「土地」「建物・工作物」の内訳額は、鑑定評価書の積算資料を参考として按分により算出。

◎所管事項

1 地方職員共済組合三重県支部 柳原保養所「神湯館」における不適切なメニュー表示について

地方職員共済組合三重県支部が（株）馬渓商事（東京都中央区日本橋2-13-12）に運営を委託している柳原保養所「神湯館」（津市柳原町5079）において、提供している料理のお品書きとその食材について、自主的にお品書き、伝票等を調査したところ、不適切なメニュー表示のあることが判明し、平成25年11月29日に公表しました。

今後、このようなことがないよう受託事業者を指導し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

1 自主調査の内容

宿泊客に提供する会席コースは、「京風会席」、「黒毛和牛陶板焼き会席」、「松阪牛しゃぶしゃぶ会席」、期間限定の「美食旅情 酒肴菜飯会席」の4種類があり、そのうち、次の会席コースのなかに不適切なメニュー表示がありました。

（1）お品書きの表示

会席コース名	メニュー表示	提供食材	提供時期	提供食数
美食旅情 酒肴菜飯会席	「にぎり寿司三種」の うちの一貫「秋鮭」	「秋鮭」 →「トラウトサーモン」	平成25年 10月～11月	87食
京風会席 (月替わりコース)	「刺身3点盛り」の うちの1点「秋鮭」	「秋鮭」 →「トラウトサーモン」	平成25年 10月	666食
	焼肴 「和牛牛舌の丹波クリーム焼」の「和牛牛舌」	「和牛牛舌」 →「米国産牛舌」	平成25年 10月	666食
京風会席 (月替わりコース) 卯月懐石料理	小春鍋 「鯛の子養老鍋」の 「鯛の子」	「鯛の子」 →「助子（鱈の子）」	平成25年 4月	766食
京風会席 (月替わりコース) 如月懐石料理	煮物 「和牛牛すじ小春鍋」 の「和牛牛すじ」	「和牛牛すじ」 →「国産牛牛すじ」 又は「豪州産牛牛すじ」	平成25年 2月	529食

(2) ホームページの料理紹介

「京風会席」で使用する野菜について、一般的に流通している野菜を使用し、お品書きにも特別な表記はしていませんでしたが、ホームページ上では平成24年7月～平成25年11月の間、「地元の有機野菜」を使用していると記載していました。(提供食数：3,829食)

2 今後の対応

(1) お客様への対応

受託事業者が、ホームページ及び神湯館にて、お詫び文を掲示し、神湯館にご連絡いただいたお客様には、ご利用状況を確認の上、有機野菜については、当該商品の単価の差額相当額(500円程度)を神湯館クーポン券で返金します。

それ以外のものについては、お一人当たりの額が少額(約100円)であることから、三重県内の公益法人等への寄付等を検討しています。

(2) 地方職員共済組合三重県支部の対応

① 地方職員共済組合三重県支部では、受託事業者に対し、食品表示に関する知識の向上や関係法令の遵守、社内連携の強化に努めるよう指導を徹底し、再発防止と信頼回復に努めています。

② 不当景品類及び不当表示防止法を所管する環境生活部において、神湯館に対し事実確認のための調査が行われています。

今後、消費者庁において検討されているガイドラインに沿って一定の判断が示された場合には、受託事業者が的確に対応するよう指導していきます。

2 三重県行財政改革取組について

(1) 多様な財源確保策について

三重県行財政改革取組における新たな財源確保対策として、以下の多様な財源確保策の導入について取り組んでいます。

1 ネーミングライツについて

<取組状況>

現在、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に、各施設を所管する部局が、募集条件の検討を行っています。

具体的には、昨年度実施した企業等へのアンケート調査を踏まえ、さらに個別に企業等に対する聞き取りや、施設への協賛金への影響等の確認を行ってきました。

その結果、ネーミングライツの命名権料や対象とする施設の単位などの募集条件において、県と企業等との間でかい離があること、また、協賛金についても、減額や取りやめとなる可能性があることなどが課題となっています。

<今後の取組>

導入にかかるメリット・デメリット等をあらためて整理し、3月の総務地域連携常任委員会において、施設ごとに導入の可否や、導入する場合の導入時期及び金額等をご説明したいと考えています。

2 公用車への広告掲載について

<取組状況>

平成24年度から本庁公用車への広告掲載事業を開始しました。

平成24年度収入額（11月～）470,000円（43台、7者の広告主）

平成25年度収入見込額 1,182,000円（43台、7者の広告主）

※すべての広告主が、1年間の再掲載の届出をしたため

<今後の取組>

本庁での手法を基に、地域庁舎が所管する公用車に広告掲載を拡大します。

四日市庁舎外6庁舎で所管する公用車34台について募集中

（募集期間は平成25年10月から平成26年1月末まで）

今後、広告掲載の拡大により、更なる収入確保を図っていきたいと考えています。

3 県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入について ＜取組状況＞

県行造林の森林管理等によるCO₂吸収量を、カーボン・オフセット（企業等が排出するCO₂との相殺）に用いるため、平成24年11月にオフセット・クレジットの認証を取得しました。その後、一般社団法人フォレストック協会を通じて、企業等への販売を行ってきました。

平成24年度収入額：48,825円（CO₂吸収量31t分）

平成25年度収入見込額：149,625円（CO₂吸収量95t分）

＜今後の取組＞

収入額が少額にとどまっていることから、収入拡大につなげるため、一般社団法人フォレストック協会と協力して、企業等への販売活動を進めていきたいと考えています。

4 その他の財源確保策について

＜取組状況と今後の取組＞

これまで県ホームページ等へのバナー広告、自動車税納税通知書封筒や共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに取り組んできたところですが、「三重県行財政改革取組」の策定以降、対象箇所の拡大などさらに多様な財源確保策に取り組んでいるところです。（別添一覧表のとおり）

その他の財源確保策の取組一覧表

現在実施しているもの

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※ 1
広告収入	ホームページバナーへの広告掲出	三重県ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年7月から実施 50千円/枠・月、平成25年度下半期16社、 契約は月単位（平成25年度下半期は6か月契約） 募集枠10枠→15枠（H23.4～）→18枠（H25.4～） ※募集枠を満たしていないため、現在も募集中 	9,500	9,000	
		県立図書館ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月から実施 5千円/枠・月、3社、月単位で契約可能 募集枠6枠（H19.8～） ※6か月以上12か月未満、12か月の掲載の場合、広告掲載料の割引特典あり 	82	100	
		三重県水産研究所ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月から実施 20千円/枠・月、現在応募なし（現在も募集中） 募集枠4枠（H20.10～） 	0	0	
		「三重の環境」ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年12月から実施 10千円/枠・月、1社、月単位で契約可能 募集枠3枠（H20.12～） ※広告掲載料30千円/枠・月→10千円・月（H23.8～） 	145	102	
		教育委員会ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月から実施 240千円/枠・年、4社、半年契約 240千円×3社=720千円 120千円×1社=120千円 	—	840	○
	公共施設の広告掲出	三重県本庁舎県民ホール内へのポスター広告掲出	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年1月から実施 県民ホール内にポスター・ボードを5枠設置（ポスターの掲出） 5千円/枠・月、3社、月単位契約 	175	285	
		県営サンアリーナの県内産間伐材使用ベンチへの広告掲出	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年8月から実施 4枠設置 3千円/枠・月、1社、3年契約 	144	144	
		三重県運転免許センター内のポスター広告掲出	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月から実施 エントランスロビーにポスター・ボードを設置し、 広告主を公募 月額8,000円/枠・11ヶ月、5枠、半年契約 	—	440	○
		パスポートセンター待合所内でのパンフレットスタンダード設置による広告	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月から実施 待合所にパンフレット・スタンドを1台設置し、 広告主を公募 1台10,000円/月 9月、11月～1月実施。以降未定。 	—	40	○

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※ 1
広告収入	印刷物への 広告掲載	自動車税納稅 通知書封筒	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年5月から実施 自動車税納稅通知書封筒の裏面折り返し部分に広告を掲載 210千円/枠・1社、単年契約（H24年度実績） 募集枠1枠 ※広告数 約53万枚 ※平成26年度分については、現在募集中 	210	300	
		共通使用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月から実施 共通使用封筒の裏面に広告を掲載 276,600円/枠・年、3社、単年契約 募集枠3枠 ※H24年度は2枠、H25年度は3枠応募 ※1枠単価はその年の発行封筒数により異なる 	664	830	
		「三重の労働」への広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年5月から実施 広報紙「三重の労働」に広告を掲載 10千円/枠・回、3社、半年契約 募集枠5枠 ※年4回発行（年2回募集（発行回数2回ずつ）） ※H24年度（前期2枠、後期3枠）、H25年度（前期3枠、後期3枠） 	150	120	
		県広報紙への 広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月から実施 県広報紙「県政だよりみえ」に広告を掲載 5,271千円/枠・年、1社、単年契約 募集枠2枠 ※発行部数 約72万部 ※平成25年度収入見込額は、6～3月号までの10か月分 ※平成26年度からは、データ放送移行により各戸配布を廃止し、施設配置とするため縮小の予定 	6,300	5,271	
		総合防災訓練パンフレットへの広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年9月から実施 総合防災訓練（年2回）への協賛の募集を行うとともに、パンフレットに広告を掲載 （小枠）6千円/枠、27件（26社）、単年契約 （大枠）30千円/枠、11件（10社）、単年契約 ※協賛金額は任意 	636	492	
自動販売機	①自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札の導入	本庁舎・栄町庁舎への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月から実施 2,826,666円/年（2台）、3年契約 	1,200	2,826	
		草の実リハビリテーションセンターへの設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 378,000円/年（1台）、3年契約 	378	378	
		小児心療センターあすなろ学園への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 251,428円/年（2台）、3年契約 	251	251	
		人権センターへの設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 211,200円/年（2台）、3年契約 	211	211	

(※ 1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※ 1
自動販売機	①自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札の導入	農業研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・726,400円/年(1台)、3年契約	726	726	
		農業研究所(花植木研究課)への設置	・平成23年4月から実施 ・194,400円/年(1台)、3年契約	194	194	
		農業大学校への設置	・平成23年4月から実施 ・75,750円/年(1台)、3年契約	75	75	
		畜産研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・7,143円/年(1台)、3年契約	7	7	
		工業研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・535,500円/年(1台)、3年契約	535	535	
		志摩庁舎への設置	・平成23年4月から実施 ・388,500円/年(1台)、3年契約	379	388	
		高須町公園オートキャンプ場への設置	・平成24年4月から実施 ・7,000円/年(2台)、3年契約	7	7	
		警察施設への設置	・平成23年4月から実施 ・契約額合計 99,429,132円、34台、3年契約	33,192	33,192	
		県立学校への設置	・平成23年4月以降実施 ・契約額合計 116,363,559円、120台、3年契約ほか	37,433	38,880	
		こころの医療センターへの設置	・平成24年4月から実施 ・1,711,150円/年(6台)、3年契約	1,711	1,711	
②自動販売機の新規設置	総合教育センターへの設置	・平成24年4月から実施 ・330,000円/年(1台)、3年契約		330	330	○
	鈴鹿青少年センターへの設置	・平成25年4月から実施 ・1,151,500円/年(4台)、3年契約		—	1,151	○
	熊野少年自然の家への設置	・平成25年4月から実施 ・258,440円/年(1台)、3年契約		—	258	○
	県立学校への設置	・平成24年7月から実施 ・契約額合計5,609,999円、2台、2年9か月契約		1,530	2,040	○

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入見込額	※1
その他	新県立博物館にかかる取組	寄附・協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月から実施 ・博物館の活動に対する寄附 ・企業パートナーシップ制度（一定額の年会費を支払うことで、博物館の利用等に係る特典を受けることができる） ・コーポレーション・デー（任意の日に一定額を協賛することで、企業名を宣伝（○○(株)デー）したり、広報資料の配付などができる） 	一	16,790	○
合 計				96,165	117,914	
うち三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものの小計				1,860	21,889	

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

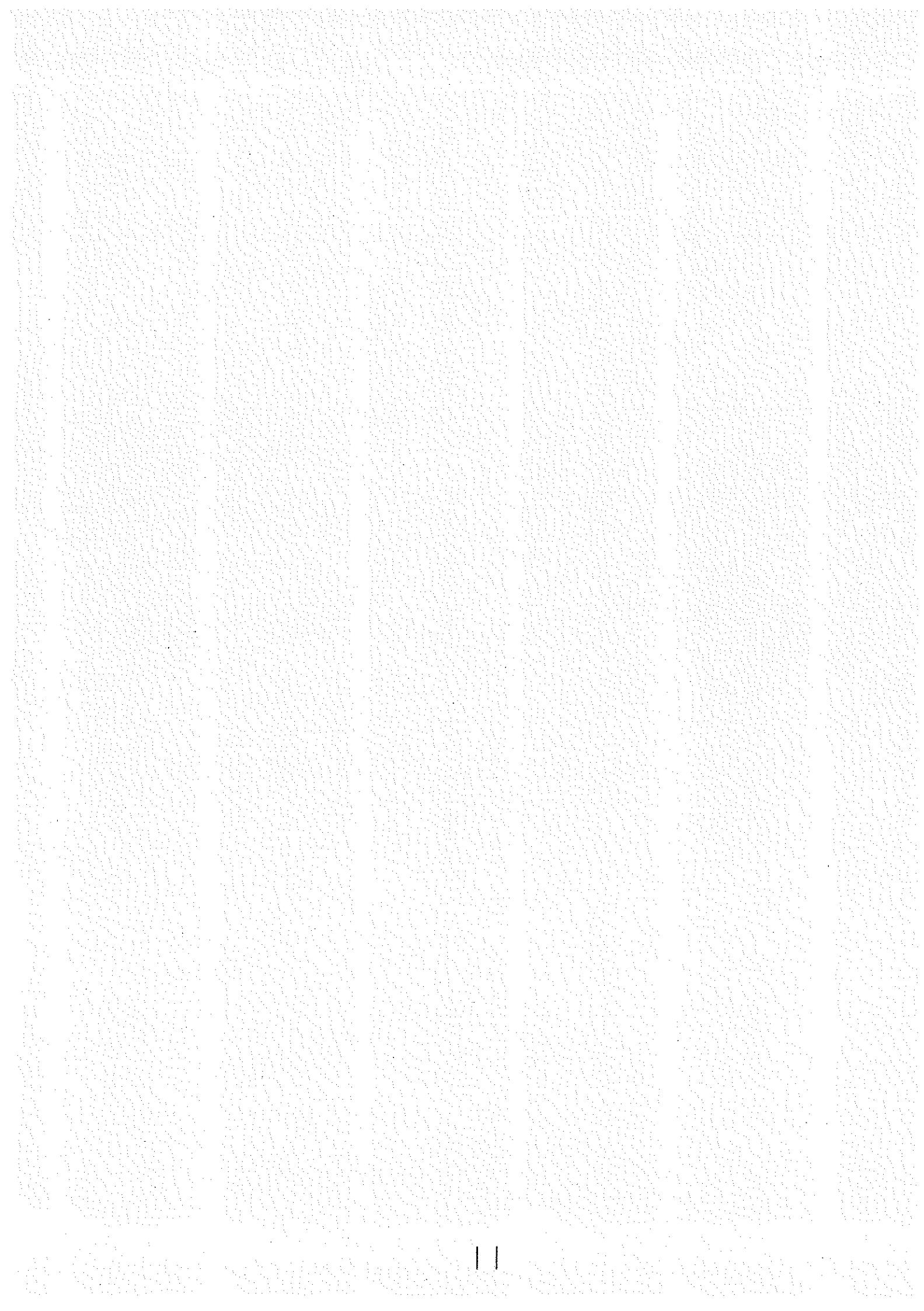
その他の財源確保策の取組一覧表

今後実施するもの

取組項目	取組内容	取組箇所等	検討状況
広告収入	公共施設への広告掲出	県営スポーツ施設への広告	・企業を訪問し、募集条件に関する意向を調査中

導入に向け検討しているもの

取組項目	取組内容	取組箇所等	検討状況
広告収入	ホームページバナーへの広告掲出	防災対策部 ホームページ (防災みえ.jp)	・災害時には、多くの情報を見やすく掲載する必要があること、必要な情報が迅速に得られる必要があること等の特殊性を考慮しなければならないため、継続検討中
	公共施設への広告掲出	三重県民の森への広告掲出	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
		三重県上野森林公園への広告掲出	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
自動販売機	①自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札の導入	一志病院への設置	・次期契約見直し時に、契約形態の見直しも含め検討予定
	②自動販売機の新規設置	三重県民の森への設置	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
		三重県上野森林公園への設置	・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
	新県立博物館にかかる取組	発送用封筒への広告 発行物等への広告 自動販売機の設置 資料利用収入等	・開館前年（平成25年度）までに制度設計を行い、開館時（平成26年度）からの導入を目指す



3 コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）の策定について

1 策定趣旨

平成24年度の港湾改修工事にかかる不適正事務の発生後、職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んできましたが、平成25年度に入りても不適切な事務処理等が続いており、県行政に対する信頼が揺らぐ厳しい状況となっています。

このため、職員が日常の業務を遂行する過程で取るべき判断や行動のあり方についての全般的な共通事項、基本的事項を定め、業務遂行におけるコンプライアンス上の指針とともに、コンプライアンスを推進するためのツール（ハンドブック）として活用することを目指して、コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）を策定します。

2 概要

（1）コンプライアンスの推進

①コンプライアンスの推進の目的

コンプライアンスを推進していくことは、法令等に基づき、業務を全力で遂行することはもとより、法令により義務化されていなくとも「それを行うことで県民のためになる」行為を行う、法令により禁止されていなくとも「それを行うことにより県民の信頼を損ねる」行為を行わないという、高い意識を持ち、実践していくためのもの。

②基本的な心構え（三重県職員倫理憲章）

- ア 法令遵守
- イ 公正な職務遂行
- ウ 職権乱用の禁止
- エ 規律の徹底

（2）推進にあたっての具体的なポイント

下記項目について、「職員として知っておくべきこと」、「求められること」、「留意すべきポイント」、「教訓とすべき事項」、「関係規定」を整理して記載。

①県民の皆さんの信頼に応える業務姿勢

②説明責任

③情報公開

④人権尊重

⑤ハラスメントの禁止

⑥交通法規の遵守

⑦県民の疑惑を招く行為の禁止

⑧個人情報保護

⑨情報セキュリティ対策

⑩知的財産権への対応

⑪健全な職場環境の醸成

(3) 公益通報（内部通報）制度 制度概要、処理の流れを記載

（別表）各種相談窓口、担当課

公益通報（内部通報）窓口、セクハラ・パワハラ相談窓口、（2）具体的なポイントの担当課を紹介。

(4) 参考資料

- ①不注意による事務処理ミス等の防止に向けて
- ②コンプライアンス・ミーティング
- ③コンプライアンスチェックシート
- ④三重県職員クレドカード
- ⑤リーガル・サポート（概要）

3 活用方法

各所属に本ハンドブックを配付し、常置することで、コンプライアンスの観点から疑義が生じたときや判断に迷うときに確認するとともに、コンプライアンス・ミーティング等の取組のテキストとして使用します。

また、イントラネット（庁内向けネットワーク）のホームページに掲載し、関係規定などを直ちに参照できるように工夫することで、利便性の向上を図ります。

4 みえ森と緑の県民税について

1 市町の税務部門との連携について

「みえ森と緑の県民税」の賦課徴収の仕組みは県民税の超過課税方式となっています。特に、個人分は、市町が住民税として個人県民税均等割に上乗せして賦課徴収することから、市町との連携は非常に重要となっています。

(1) 市町への説明について

各県税事務所管内に設置された地域税収確保対策会議などを利用し、森林づくりに関する税検討委員会での検討時点から情報提供を行い、税制度への理解と協力を依頼してきました。さらに、条例制定後の本年4月以降は、地域税収確保対策会議だけでなく、市長会定例会や町村会理事会・意見交換会、市議会議長会定期総会や町村議会議長会理事会・意見交換会など、あらゆる機会を捉えて、条例の内容や制度の詳細な説明を行ったところです。

今後も、平成26年4月からの円滑な導入を図るため、市町の説明会等への出席要請等に対し、速やかに対応していきます。

(2) 市町の負担軽減について

市町の課税窓口の負担軽減を目的とし、納税者からの問い合わせに対応していただくためのQ&Aを作成し、12月以降、地域ごとに市町職員への説明会を実施していきます。

また、県への問い合わせについては、「みえ森と緑の県民税」の相談窓口を本庁に設置し、対応してきたところですが、10月には県税事務所にも相談窓口を設置し、ホームページにより周知、対応しているところです。今後、広く県内の納税者に届けられる自動車税納税通知等により周知を行い、市町の税務部門の負担軽減に努めます。

また、市町の財政的負担の軽減を目的とし、市町の税務電算システムの改修経費等に対し、「みえ森と緑の県民税導入準備費交付金」により支援することとしており、8月下旬から各地域で開催された地域税収確保対策会議などにおいて、交付金制度の詳細について説明を行いました。

「みえ森と緑の県民税導入準備費交付金」の概要

① 目的

この税を導入するにあたり、賦課徴収を行う市町に税務システム改修経費等が発生することから、市町に対して交付金を交付する。

② 交付対象

税務システム改修に要する経費

納税者に対する広報経費相当額（通知書へのチラシ封入経費相当額等）

③ 交付金額

実際に要した経費又は相当額

2 県民等への周知について

(1) これまでの取組状況

県民の皆さんへ税導入をお知らせするため、県政だよりや新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオなどの多様な媒体を使った広報活動のほか、イベントや主婦層をターゲットにしたショッピングセンターでの周知活動等を行い、さまざまな層への浸透を図っています。

9月～10月には、「森林フェスタ 2013 四日市」でのブース開設、新聞への広告掲載を2回実施したほか、県庁玄関ホールでのPR画像の放映等を行いました。

また、経済団体や市町に広報誌への記事掲載等をお願いし、これまでに56件（11月20日時点）でご協力いただきしており、市町広報誌については全ての市町で年度内に掲載いただく予定です。

さらに、税の導入目的や使途、課税内容についての理解を深めるため、県職員が地域の集会や団体等の会議に参加させていただき、税制度の説明をこれまで203回（11月20日時点）実施しています。

なお、11月中旬には、税務署と連携して開催した「税を考える週間」イベントにおいて、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行い、納税者の方が税の使途を具体的に理解できるような工夫をした周知活動を実施したところです。

(2) 今後の取組

税の周知についてこれまでの取組を引き続き実施するとともに、市町の広報誌や経済団体等の会報誌への記事掲載について重ねて協力を依頼します。

税導入前の平成26年1月～3月には、バスマスク広告や県内主要駅へのポスター掲示、ケーブルテレビでの広報番組の放映、ラジオでの告知などにより周知活動を強化してまいります。

市町の税務部門との連携について

1 市町への説明について

(1) 市町長への説明状況

① 市長会定例会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
平成24年11月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案) 平成24年9月
平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 町村会理事会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりのための税検討委員会報告書(案)
平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案) 平成24年9月
平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

③ 町村会との意見交換会

- 平成25年 8月 みえ森と緑の県民税の導入について

④ 県と市町の地域づくり連携・協働協議会での説明

- 平成25年 3月 みえ森と緑の県民税について

(2) 市町議会議長への説明状況

① 町村議会議長会理事会での説明

- 平成25年 4月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

② 町村議会議長会との意見交換会

- 平成25年11月 みえ森と緑の県民税の導入について

③ 市議会議長会定期総会での説明

- 平成25年 5月 みえ森と緑の県民税(市町交付金事業)について

(3) 市町税務部門への説明状況

① 検討状況地区説明会(7ヶ所)での説明

- 平成24年 6月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等

② 都市税務協議会での説明

- 平成24年 8月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等

- 平成25年 8月 みえ森と緑の県民税条例等について

③ 税務担当課長個別訪問(29市町)での説明

- 平成24年 8月 答申(森林づくりに関する税検討委員会報告書)等

④ 地域税収確保対策会議(8ヶ所)での説明等

- 平成24年 7月 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)等

- 平成24年10月 みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案) 平成24年9月

- 平成25年 2月 森林づくりのための税の広報活動等について

- 平成25年4~5月 みえ森と緑の県民税条例等について

- 平成25年8~9月 導入準備費交付金等について

2 市町の負担軽減について

(1) みえ森と緑の県民税導入準備費交付金制度創設

① 税務システム改修経費

- 税務システム改修に要する経費

② 納税者に対する広報経費相当額

- 市町が送付する個人住民税の納税通知書等にチラシを同封いただく経費など

(2) 市町窓口への問合せに関するQ&A作成

(3) 県税事務所に相談窓口の設置

みえ森と緑の県民税の広報実績（平成25年度）

（平成25年4月～平成25年11月20日）

1 紙面による広報

（1）新聞記事

「毎日新聞」

4月3日 三重県版「なるほどり 三重」で記事採用

10月2日三重県版「三重～る経済」で記事採用

「中日新聞」

10月19日三重県版「三重のもりづくり月間」企画記事面に広告掲載

「伊勢新聞・読売新聞・中日新聞・毎日新聞・朝日新聞・産経新聞」

10月10日または11日に5段広告掲載

（2）フリーペーパーへの広告掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー7紙に広告を掲載しました。

「ぽろん、よっかいいち ai、ベルブ、つうーぴーす、ふあみんぐ、イセラ、リィーガ」

計48万部 各紙5月号

- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載しました。

「iしててる」 2万5千部 5月号

- ・ 東紀州地域で各戸・店舗配布が始まったフリーペーパーに広告を掲載しました。

「からっとclub」 2万2千部 7月号（創刊号）

（3）広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載

県政だより 5月号・7月号

（4）経済団体、市町等の協力

- ・ 経済団体、市町等の協力による会報記事掲載 19件

- ・ 経済団体、市町等の協力によるチラシ配布 37件

（5）チラシ・ポスター

- ・ チラシを市町や県庁舎の他、コンビニエンスストアやショッピングセンター等への配架及びイベント等で配布しました。 約10万部

- ・ ポスターを市町や県庁舎等の他、道の駅やコンビニエンスストア、ショッピングセンター等に掲示しました。 約2,100枚

(6) その他

- 「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内のコンビニエンスストアやショッピングセンター等に配架しました。

第14号(4月)	3,860部
第15号(5月)	3,860部
第16号(6月)	2,300部
第17号(7月)	2,510部
第18号(8月)	2,850部
第19号(9月)	2,510部
第20号(10月)	2,510部
第21号(11月)	2,510部

計 22,910部

2 テレビによる広報

(1) テレビでの放送

- 東海テレビの番組で取り上げられました。
5月2日放送、夕方ニュース番組内で10分間 シリーズ「森は生きている」
- 三重テレビ 6月21日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「三重県からのお知らせ」
- 三重テレビ 7月12日～7月30日
全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポットCM放送 15回

3 ラジオによる広報

- ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。
FM三重 番組内での告知 6回
東海ラジオ 番組内での告知 2回
CBCラジオ 番組内での告知 1回

4 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

税導入への理解の促進を図るため、県民向け説明会の開催や法人・団体等の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

説明 計 203回 8,021人

(2) イベント等での周知、チラシの配布

イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

周知活動 計 174回 32,780人

5 その他

- ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。
- 全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポット CM 映像を随時県民ホールで放映しました。
- 県庁玄関ホール液晶モニターにてPR画像を随時放映しました。
- 各県庁舎において懸垂幕を掲出しました。
- 「税を考える週間」のイベントで、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行いました。

5 環境マネジメントについて

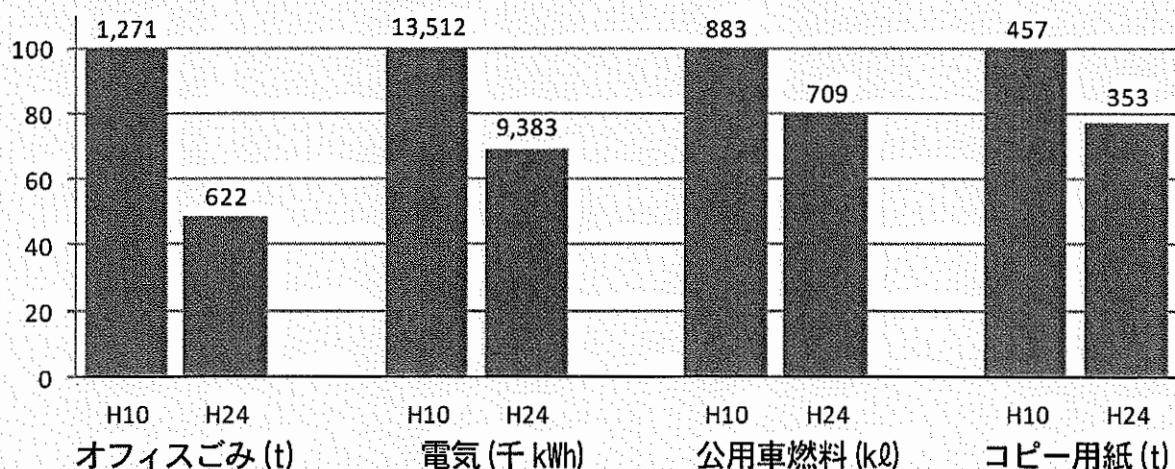
三重県庁の事業所としての環境マネジメントは、ISO14001に基づき取り組んでいますが、認証取得後13年を経過し、組織内での環境活動の定着が図られている一方、職員からは認証に係る手順が煩雑化しているなどの意見や、今年度から本格運用を開始した「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」との二重管理が問題として指摘されています。

のことから、県庁の環境マネジメントについて、平成26年度のISO14001の認証更新を控え、庁内での議論等を踏まえながら、見直すこととします。

1 ISO14001に基づく環境マネジメントの成果

ISO14001に基づく環境マネジメントに長年取り組んできたことにより、組織内でのPDCAサイクルによる環境活動の仕組み及び職員の環境意識の定着、成熟が図られました。認証の要件として毎年受審する外部審査機関による審査においても、平成21年度以降、改善指摘事項はないことからも、環境マネジメントの定着が確認できます。

また、毎年度環境目標を設定し、組織として、廃棄物の発生抑制及びリサイクルの促進、温室効果ガス排出量にかかる電気、燃料等の使用量削減などに取り組むことにより、認証取得前の平成10年度と昨年度の比較において、オフィスごみの排出量は51.0%減、電気の使用量は30.5%減、公用車燃料の使用量は19.7%減、コピー用紙の使用量は22.7%減となるなど、県庁自らの環境負荷低減について着実に成果をあげてきました。



※平成10年度の排出量、使用量を100として表示

※本庁及び地域機関（旧県民局）の合計で比較

2 現状の環境マネジメントの問題点

IS014001 の認証取得以降、規格の範囲内でより効果的、効率的になるよう、逐次手順等を見直してきましたが、今年度に全庁的な事務の再点検として実施した「仕事リフレッシュ（業務プロセス・手続等の再点検）」の職員アンケートにおいて、認証のため手順が煩雑化しているなどの意見や、長年の取組で一定の定着が図られていることによる今後の認証の必要性を指摘する意見が多く寄せられました。

また、政策を推進する新たなマネジメントシステムである「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」が今年度から本格運用を開始し、それぞれの仕組み（マネジメント）を1つの仕組み（オールインワンシステム）とすることで PDCA サイクル機能の強化、資料作成の効率化などを図ることとしています。環境マネジメントについても、目標管理を中心に既にこのサイクルに取り込んで運用されていることから、一部で IS014001 の PDCA サイクルとの二重管理が生じています。

3 環境マネジメントの見直し

県庁の環境マネジメントについて、以上の問題点を解決するため、長年の IS014001 の取組で養ったノウハウを活かしながら「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」にマネジメントシステムを一本化することにより、今までの成果を維持しながらも、本県の行政運営の仕組みに合致した、より効率的な運用に見直すこととします。

なお、本見直しにより独自の環境マネジメントシステムによる運用となることから、来年度期限を迎える IS014001 の認証は更新しないこととします。

マネジメントの仕組み	現 行	見直し後
方針	<ul style="list-style-type: none">• ISO14001• みえ成果向上サイクル• 環境方針• 三重県経営方針(職員行動指針)• ISO14001 独自の体制 (県環境保全・地球温暖化対策推進委員会、総括環境推進員会議等)	<ul style="list-style-type: none">• みえ成果向上サイクル⇒ <ul style="list-style-type: none">• 三重県経営方針(職員行動指針)• 通常の行政運営体制 (政策会議、共通幹事会等)
管理推進体制		

4 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日から運用開始予定

6 審議会等の審議状況について

(平成25年9月13日～平成25年11月21日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成25年9月25日	平成25年10月29日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか2名	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか3名
4 質問事項	移行認定申請に係る質問 (答申1件) • (公財) 東海水産科学協会 移行認可申請に係る質問 (答申4件) • (一社) 鈴鹿青年会議所 • (一社) 亀山青年会議所 • (一財) 吉田福祉基金 • (一社) 三重県聴覚障害者協会	移行認定申請に係る質問 (答申3件) • (公財) 伊勢文化会議所 • (公社) 三重県柔道整復師会 • (公社) 松阪地区医師会 移行認可申請に係る質問 (答申2件) • (一財) 三重YMCA • (一財) 精神文化育栄財団
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> • 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 • 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 • 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 • 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考		

注) (公社) : 公益社団法人、(公財) : 公益財団法人、(一社) : 一般社団法人、(一財) : 一般財団法人

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成25年11月20日	
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 ほか4名	
4 質問事項	<p>移行認定申請に係る質問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)鳥羽市武道振興会 <p>移行認可申請に係る質問 (答申7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)三重県不動産鑑定士協会 ・(一財)三重県知的障害者育成会 ・(一財)三重県漁業操業安全協会 ・(一社)伊賀青年会議所 ・(一社)鳥羽青年会議所 ・(一財)四高会 ・(一財)大日本みそぎ会 	
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 	
6 備考	次回開催日：平成25年12月18日	